

**「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務
公募型プロポーザル実施要領**

(趣旨)

第1条 国内外の多くの人々が訪れる2025年大阪・関西万博を機に、兵庫県では、SDGsの視点から、地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただくプログラム「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」）の取組を進めている。

本業務では、万博開催中のみならず万博閉幕後も、阪神北地域のFPを核とした誘客や交流を促進するため、若者・Z世代及びインフルエンサー等と連携し、外からの視点を取り入れながら、FPの魅力を広く効果的・効率的に発信することを目的とする。

この要領は、「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務（以下「業務」という。）を委託するための公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の趣旨に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に係る必要書類（以下、「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して10日以上期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は、第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。

3 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

4 応募図書は非公開とする。ただし、県は、必要書類の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

(審査委員会の設置)

第8条 県は、応募者のうちから当選者を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県阪神北県民局県民躍動室県民課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県阪神北県民局県民躍動室県民課が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月17日から施行する。